## 「法と道徳」の関係から原理や価値を考えさせる授業実践

久世 哲也 (東京都立向丘高等学校)

## 1. 研究の目的と方法

現在,日本では様々な法教育教材が開発されている。しかしそれらの教材は,実定法ありきの, 法の手続的な正しさを前提としたものが中心で,法を道徳等の他の価値との関係の中で相対化し たり,法そのものを倫理的視点で吟味したりするような,法哲学的視点を導入した教材はほとん ど見られない。本研究は,そのような法哲学的視点を法教育教材に導入する意義を,現場の高等 学校教員による教材作成・教育実践を通じて,検証するものである。具体的には,倫理的分野で の実践を念頭に,法万能主義に偏らない,法的主体を実質的に育む法教育のあり方を検討する。

## 2. 研究の内容

現在の社会科教育としての「法教育」の研究者は、内容検討ではなく、内容検討のための理論 モデルの構築を主な関心の対象としている。しかし、近年の法化社会の一層の進展や 18 歳成年の 実現、公民科新科目成立等による社会的要請に対応するために、法哲学的な視点の導入という、 新しい法教育の展開を具体的に検討することには一定の意義があると発表者は考えている。

次の問が、倫理的分野を念頭に法万能主義に偏らないようにすることを目指して、具体的に開発した教材の一部である。所属校の生徒を対象に、現在の校則の下で困っている立場を慮らせそれを「反」として挙げさせる。そしてその立場も含めたより多くの関係者を自由にするような新たな校則を「合」として策定させるようにした。

問
①正:生徒手帳5 Pの2「校内外の生活」
7 課外活動は授業終了から午後5時までとし、午後5時20分には校門を出ること。
8 午後5時20分以降の居残りは学校から指示された者以外認めない。
②反:(
③合:(

## 3. 研究の成果と課題

本研究の目的は、法哲学的視点を導入した教材を開発することで、実定法ありきの視点から生徒を脱却させ、法的主体を実質的に育むことにある。教材を活用した授業では、解答として、具体的なルールで雁字搦めにするのではなく、校舎をともに利用している定時制課程の生徒(所属校は全定併置校で、校舎を時間で使い分けている。)と融和することで解決しようとする姿勢や、ルールの抽象度合いを高めて各部活や各生徒のモラルに委ねようとする姿勢が、一部の生徒から提出された。それらの解答を、法万能主義に偏らない、法の限界が踏まえられたものとするなら、本教材には一定の意義があったといえる。しかし、「法 VS 道徳」の二項対立的なモデルのみが前提になり、法哲学的視点が導入されたというにはまだ不十分な点もある。それらは今後の課題とするべきである。